

行財政改革の取組状況について

平成 15 年度は、財政収支見通しによる収支不足額 548 億円に対し、市税収入の減、臨時財政対策債の増などの影響による財政収支見通しの変動要素を除いた収支不足額 547 億円について、これまでの財源対策を講じるとともに改革プランに基づく取組みによって、歳入・歳出全般にわたる見直しを行い、財政フレーム試算モデルに示した平成 15 年度目標額 130 億円を上回る 144 億円の見直しを図りました。

また、平成 16 年度は、財政収支見通しによる収支不足額 513 億円に対し、市税収入の減などの変動要素を加えた収支不足額 553 億円について、これまでの財源対策を講じるとともに、歳入・歳出全般にわたる見直しを行い、財政フレーム試算モデルに示した平成 16 年度目標額 210 億円を上回る 232 億円の見直しを図りました。

財政フレーム試算モデルとの比較

(単位：億円)

| 財政フレーム試算モデル | | | 予算 | | 差額 | |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 区 分 | H15 | H16 | H15 | H16 | H15 | H16 |
| 収支不足見込 | 548 | 513 | 547 | 553 | 1 | 40 |
| 従来手法（これまでの財源対策） | 331 | 320 | 324 | 315 | 7 | 5 |
| 土地売払収入 | 40 | 40 | 40 | 38 | - | 2 |
| 財政健全化債の活用 | 57 | 57 | 57 | 57 | - | - |
| 国保会計繰出金の未計上 | 68 | 68 | 60 | 68 | 8 | - |
| 満期一括積立の繰延 | 111 | 100 | 111 | 100 | - | - |
| 下水道会計繰出金の抑制 | 55 | 55 | 56 | 52 | 1 | 3 |
| 満期一括積立繰延の影響 | | 28 | | 27 | | 1 |
| 行財政改革の目標 | 130 | 210 | 144 | 232 | 14 | 22 |
| 歳出の見直し | 120 | 190 | 135 | 212 | 15 | 22 |
| 人件費 | 40 | 70 | 42 | 88 | 2 | 18 |
| 扶助費 | 10 | 10 | 5 | 9 | 5 | 1 |
| 投資的経費 | 20 | 30 | 36 | 34 | 16 | 4 |
| その他 | 50 | 80 | 52 | 81 | 2 | 1 |
| 歳入の確保 | 10 | 20 | 9 | 20 | 1 | - |
| 減債基金借入金(繰替運用) | 87 | 11 | 79 | 33 | 8 | 22 |

満期一括積立の繰延による減債基金の積立不足額は、平成 16 年度末で 352 億円に達する。

1 行政体制の再整備

財政フレーム試算モデルでは、平成 21 年度の財政収支の均衡を目指して、職員数の削減と職員給与の見直し等により、最終年度には人件費を 220 億円削減することによって、人件費比率を指定都市平均の 17.5%まで圧縮することを目標としています。

平成 15 年度予算では、人件費で約 42 億円の効果を反映したほか、公営企業の経営の健全化で約 3 億円、補助・助成金の見直しで約 8 億円、債権確保策の強化で約 13 億円を反映しました。

なお、予算編成後に確定したものとして、特殊勤務手当と管理職手当の見直しにより、新たに人件費で約 4 億円の効果を見込みました。

また、平成 16 年度予算では、人件費で約 88 億円の効果を反映したほか、公営企業の経営の健全化で約 23 億円、補助・助成金の見直しで約 7 億円、債権確保策の強化で約 15 億円を反映しました。

| 改革項目 | 主な改革内容 | 目標 | 進捗内容 |
|------|---|--|---|
| 職員配置 | (平成 14～16 年度までの実施目標) 職員数の削減 技能・業務系職員の平成 14 年度実施の新規採用選考の中止 | 3 力年に職員数を約 1,000 人削減 平成 14 年度採用選考中止 | 平成 15 年度職員数 428 人削減 〔主な見直し項目〕 ・ごみ焼却業務、収集業務執行体制の見直し ・保育園職員配置の見直し ・こども文化センターの委託化 ・庁用自動車運転、調理業務の見直し ・市民館等管理業務の見直し 平成 16 年度職員数 442 人削減 〔主な見直し項目〕 ・ごみ焼却業務、収集業務執行体制の見直し ・保育園職員配置の見直し ・がん検診業務移管に伴う見直し ・小学校給食調理業務の委託化 ・浄水場執行体制の見直し ・市営バス運行業務執行体制の見直し 平成 14、15 年度 技能・業務系職員採用選考中止 |

| | | | |
|-------------|--|----------------|--|
| <p>組織機構</p> | <p>行財政改革を効果的に実施できる組織体制の拡充・強化を図ります。 局・部・課の統廃合や事業所の類別区分の見直しを実施すると同時に、主幹・主査などの動態組織を見直します。 また、組織実態に応じて、中間層を圧縮したフラットな組織を段階的に導入します。 本庁機構と区役所の役割分担を見直し、市民の利便性の向上を図ります。 都市再生の具体化を図るために、局の統廃合、組織の再編移管等を実施します。</p> | <p>組織改正の実施</p> | <p>平成 15 年度組織改正実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職ポスト数の見直し 局長級 6、部長級 + 2、課長級 26 係長級 20 ・ 理事兼次長の廃止 ・ 総務局に行財政改革実施本部を設置 ・ 総合企画局にシティセールス担当及び都市再生・臨海部整備推進室を設置 ・ 区役所に保健福祉センター及び建設センターを設置 <p>(平成 15 年 10 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合企画局に音楽のまちづくり推進担当の設置 ・ 市民局に区役所窓口サービス担当を設置 <p>平成 16 年度組織改正実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職ポスト数の見直し 局長級 1、部長級 5、課長級 14 係長級 24 ・ 総務局に人事制度改革担当を設置 ・ 総務局に危機管理室を設置 ・ 建設局に自転車対策室を設置 ・ 区役所に企画調整担当を設置 ・ 健康福祉局に病院経営管理室を設置 |
|-------------|--|----------------|--|

| 給与制度 | <p>【特殊勤務手当の見直し】 社会状況の変化等により、著しく特殊な勤務と認め難いものは廃止し、勤務の特殊性が薄れたものは、見直しを行います。</p> | 平成 15 年 4 月 実施予定 | <p>平成 15 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止 17 手当 手術手当、解剖手当、研究手当、霊園勤務手当、自動車整備手当等 ・ 支給基準等の見直し 15 手当 税務手当、病院等勤務手当、感染症病原体接触手当、放射線接触手当等 <p>平成 15 年 7 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給基準等の見直し 2 手当 生活環境現場手当、定時制勤務手当 <p>平成 16 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新設 1 手当 国際緊急援助手当 ・ 廃止 2 手当 定時制勤務手当、葬祭業務手当 <p>他の特殊勤務手当については、引き続き見直し作業を継続中</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|---------------------|--|------|--------|--------|--------|-----|----------|----------|----------|-----|----------|----------|----------|-----|----------|----------|----------|-----|----------|----------|
| | <p>【給料の調整額の見直し】 行政職給料表（2）適用職員の給与水準、特殊勤務手当の支給状況を考慮のうえ、見直しを実施します。</p> | 平成 15 年 4 月 実施予定 | <p>平成 15 年 7 月 給料の調整額の削減を実施 3 年間で 1 人当たり月額 14,600 円を段階的に引下げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>H15 年度</th> <th>H16 年度</th> <th>H17 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>34,000 円</td> <td>29,000 円</td> <td>24,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>35,000 円</td> <td>30,000 円</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>36,500 円</td> <td>31,500 円</td> <td>26,500 円</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td>38,000 円</td> <td>33,000 円</td> <td>28,000 円</td> </tr> </tbody> </table> | 職務の級 | H15 年度 | H16 年度 | H17 年度 | 1 級 | 34,000 円 | 29,000 円 | 24,000 円 | 2 級 | 35,000 円 | 30,000 円 | 25,000 円 | 3 級 | 36,500 円 | 31,500 円 | 26,500 円 | 4 級 | 38,000 円 | 33,000 円 |
| 職務の級 | H15 年度 | H16 年度 | H17 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 級 | 34,000 円 | 29,000 円 | 24,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 級 | 35,000 円 | 30,000 円 | 25,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 級 | 36,500 円 | 31,500 円 | 26,500 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 級 | 38,000 円 | 33,000 円 | 28,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---|-----------------------------|--|
| <p>【退職手当の見直し】 国の支給割合を上回っている部分について見直しを行います。</p> | <p>平成 15 年 4 月 実施予定</p> | <p>平成 16 年 3 月 ・最高支給率を 62.7 月分 59.28 月分に引下げ ・経過措置(勤続 35 年、定年・勤奨等による退職者の場合) 平成 16 年 3 月 1 日 61.565 月 平成 17 年 3 月 1 日 60.415 月 平成 18 年 3 月 1 日 59.28 月</p> |
| <p>【高齢職員の昇給停止年齢の見直し】 昇給停止年齢を 58 歳から 55 歳に引き下げます。</p> | <p>平成 15 年 4 月 実施予定</p> | <p>平成 15 年 4 月 ・昇給停止年齢を 55 歳に引下げ ・経過措置 平成 15 年度 58 歳 平成 16・17 年度 57 歳 平成 18・19 年度 56 歳 平成 20 年度 55 歳</p> |
| <p>【期末・勤勉手当制度の見直し】 ・勤勉手当に成績率を導入します。 ・管理職の期末手当と勤勉手当の支給割合の見直しを行います。</p> | <p>平成 16 年度実 施予定</p> | <p>人事委員会勧告に伴う引下げ ・平成 14 年度 0.05 月 (支給月数 4.70 月 4.65 月) ・平成 15 年度 0.25 月 (支給月数 4.65 月 4.4 月) 他都市の状況調査を実施し、成績率導入に向け検討中</p> |
| <p>【管理職手当制度の見直し】 管理職の職務について、その職務の困難性、責任の度合、勤務の態様等を考慮し、より職務実態に見合った手当額の設定を行います。</p> | <p>平成 16 年度実 施予定</p> | <p>平成 15 年 1 月 管理職手当の 10%カット 平成 15 年 4 月 職務実態等に応じ、同一職位を 2 又は 3 段階に区分し、手当額に差を設けて支給</p> |
| <p>【特別昇給制度の見直し】 勤務実績を適切に反映した特別昇給制度を確立します。</p> | <p>平成 16 年度実 施予定</p> | <p>平成 15 年 1 月 退職時特別昇給 2 号給から 1 号給へ引下げ</p> |

| | | | |
|-------------|--|----------------------|--|
| 人事制度 | 【能力基準の策定】 職務の遂行に求められる能力の内容・程度に応じた基準を定めます。 | 平成 14 年度策 定予定 | 国の能力等級制度の方向性が流動的なため、その動向を注視している状況である。 |
| | 【新任用制度の確立】 ・庁内公募制度を実施するなど適材適所の人事配置を促進します。 ・能力本位の昇任・降任システムを構築します。 | 平成 16 年 4 月 実施予定 | 平成 14 年 10 月 庁内公募制度の導入 平成 14 年 12 月 希望降任制度の導入 平成 15 年 11 月 課長昇任選考(チャレンジコース)の実施 |
| | 【新評価制度の導入】 能力基準に基づく能力評価及び目標管理に基づく業績評価のシステムを整備します。 | 平成 15 年 10 月 策定予定 | 平成 16 年度から、原則として局長級を除くすべての職員を対象に試行を実施 |
| | 【人材育成・能力開発の推進】 人材の育成に関する基本方針を策定します。 | 平成 15 年度策 定予定 | 平成 16 年 4 月「川崎市人材育成基本計画」を策定 |
| 公営企業の経営の健全化 | 独立採算により経営を行うことを基本とし、基準外繰出金の段階的な削減を図ります。 各企業における経営健全化への取組み 経費負担区分の見直し 受益者負担の見直し 基金等からの長期的貸付金の実施 | 基準外繰出金の段階的削減 | 病院事業会計 ・院内保育所運営経費補助金及び看護職員宿舍運営経費補助金の廃止 ・病院事業課経費補助の廃止等による基準外繰出しの削減 下水道事業会計 ・使用料対象とする一般排水に係る資本費の範囲を 65% から 82% に拡大して、基準外の汚水処理補助金を削減 自動車運送事業会計 ・償却費等補助金の段階的削減 ・特別乗車証(敬老分)及び行政路線等に対する補助金の算定方法の適正化 |

| | | | |
|--------------|--|-----------------|--|
| 出資法人 の見直し | 出資法人の統廃合（5法人の削減） | | |
| | ・川崎市場信用㈱の民営化 | 平成14年7月 実施 | 平成14年7月 川崎市場信用㈱の民営化 ・出資金の無償譲渡の実施 |
| | ・（財）中小企業・婦人会館の廃止 | 平成15年3月 実施予定 | 平成15年4月 （財）中小企業・婦人会館を 廃止し、（財）指定都市記念事業公社に業務移 管 |
| | ・（財）博物館振興財団と（財）生涯学習振興 事業団の統合 | 平成17年3月 実施予定 | 局内に検討組織を設置、平成17年4月の統合 に向け検討 |
| | ・（財）在宅福祉公社と（財）保健衛生事業団 の統合 | 平成17年3月 実施予定 | 局内で両法人の事業目的や内容等を検討 |
| | ・（財）下水道公社の廃止 | 平成17年3月 実施予定 | 局内に検討組織を設置、平成17年3月の廃止 に向け検討 |
| | 出資法人の経営改善 ・土地開発公社の経営健全化計画の推進 ・出資法人の経営状況の点検評価等の実施 | 出資法人の経 営改善 | 経営健全化計画の推進、点検評価の実施 ・土地開発公社保有残高 H14年度末 819億円 H15年度末 672億円(予定) ・平成13年度は出資率50%以上の法人を、平成 14年度は出資率25%以上の法人を対象に点検 評価及び経営改善に向けた取組を実施 平成16年4月に「出資法人の経営改善指針」を 策定、今後、指針に基づき出資法人の経営改善 に向けた見直しを推進 |

| | | |
|--|------------------|---|
| <p>出資法人の積極活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども文化センター業務の（財）ボランティアセンターへの委託 ・男女共同参画センター業務の（財）指定都市記念事業公社への委託 | <p>出資法人の積極活用</p> | <p>業務委託の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども文化センターの管理運営業務を H15 年 4 月から（財）かわさき市民活動センターに委託 ・男女共同参画センターの管理運営業務を H15 年 4 月から（財）指定都市記念事業公社に委託 <p>指定管理者の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミュージア川崎シンフォニーホールの管理運営業務の代行を平成 15 年 12 月から平成 20 年 3 月まで、（財）文化財団に指定 ・葬祭場（南部斎苑、北部斎苑）の管理運営業務の代行を平成 16 年 4 月（南部斎苑は平成 16 年 5 月）から平成 21 年 3 月まで、（財）保健衛生事業団に指定 |
| <p>出資法人にかかる情報公開の推進 出資率 50% 以上から 25% 以上に拡大</p> | <p>情報公開の推進</p> | <p>平成 14 年 12 月から情報公開の対象法人を出資率 25% 以上に拡大</p> |
| <p>商法法人の経営健全化 民間のノウハウの活用、経営責任の明確化等</p> | <p>経営健全化</p> | <p>経営健全化に向けた指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎冷蔵(株)、かわさきファズ(株)の経営健全化に向けた対応 かわさき港コンテナターミナル(株)の整理に向けて手続き中（平成 16 年 3 月破産宣告） |

| | | | |
|------------|--|------------------------|--|
| 補助・助成金の見直し | 補助・助成金の目的と必要性を総点検し、適正化に向けた取組みを進めるとともに、必要性の高いところには重点的な活用を図ります。 | 補助金の適正化に向けた取組 | 原則としてNPO等の活用を除き、定額的な補助を前年度予算の95%とし、15年度予算から一覧表をホームページ等で公表 平成16年度は本格的な見直しの第一歩として、所管局長等が自ら見直しに取組み、補助率を1/2以下にすることを目標としながら計画を作成し、予算に反映させた 市民活動に関する補助金については、透明性と公正性を確保しながら地域の公益目的を達成するために、外部委員の審査を通して重点的な配分ができるように「市民活動育成推進事業」に統合して予算化した |
| 債権確保策の強化 | 滞納の状況把握と迅速・適切な対応を図るとともに、口座振替制度の奨励等、債権確保に努め、市民負担の公平性を確保します。また、収納（入）率の向上に向けた取組みを強化します。 | 収納（入）率の向上に向けた具体的取組みの実施 | 市税 <ul style="list-style-type: none"> ・年末一斉催告時の区役所における土・日曜日の窓口開設 ・市税のコンビニエンスストア収納の開始及び口座振替の拡充策の実施などによる、納税の利便性の向上と市税収入の早期確保 市営住宅使用料 ・督促、明渡請求に加え、即決和解の制度及び平成15年度に創設した生活保護世帯の代理受領制度を活用 国民健康保険料 ・休日・夜間臨戸訪問徴収・電話催告等未納者対策を拡大 保育料 ・督促、徴収指導員の電話指導に加え、園長による納付指導を徹底 |

| | | | |
|-------------------|---|---|---|
| <p>総合的土地対策の推進</p> | <p>新規取得を抑制し、買戻しを計画的に推進するとともに、「再検討用地」等については有効活用のための用途の見直しや売却を含めた対策を講じていきます。</p> <p>また、土地開発公社の保有地については、今後内部検討委員会を設置し、新たな土地開発公社経営健全化計画の策定のために、現行計画のローリングを行います。</p> | <p>総合的土地対策に向けた具体的な取組の実施</p> | <p>総合的土地対策に向けた具体的な取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用済土地については、計画通り解消 ・ 用途不明確土地について、処分方針を決定 ・ マイコンシティ事業用地については、従来の分譲方法から事業用借地方式に転換し、公社保有地についてすべて買い戻すと同時にマイコンシティ事業特別会計を平成 15 年度末で廃止 ・ 更なる先行取得用地先行取得用地保有総量の解消を図るため、平成 16 年 2 月に「第 2 次総合的土地対策計画」を策定 |
| <p>その他の見直し</p> | <p>健康保険料の職員負担率の見直し</p> <p>職員寮(戸手・溝口)の廃止</p> <p>教職員住宅の廃止</p> | <p>平成 15 年度以降順次実施予定</p> <p>平成 16 年度実施予定</p> <p>平成 17 年度実施予定</p> | <p>段階的引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 14 年度 職員負担率 29.41% ・ 平成 15 年度 職員負担率 31.51% ・ 平成 16 年度 職員負担率 33.11% <p>平成 16 年度末で廃止</p> <p>教職員住宅(子母口)を平成 16 年度中に除却</p> |

2 公共公益施設・都市基盤整備の見直し

優先順位の区分

- A : 実施条件に変化がなく、事業の進捗状況等から判断して、計画通りに実施するのが妥当と判断される事業。
- B : 事業の必要性、妥当性等から実施を前提とするが、事業の内容・手法・実施時期等について検討を要すると考えられる事業。
- C : 事業内容の妥当性、効率性等から現行計画の抜本の見直しを要すると考えられる事業。もしくは、事業熟度の点等から、今後の推移を注視する必要がある事業。ただし、一部限定的な着手は、これまでの経緯等から認めることができる。
- D : 改革期間の3年間は着手を見送るべき事業。この間、中止、休止、廃止を含めて見直しを図る。
- * なお、アンダーバーの標記は、川崎市以外が事業主体となる事業(可能性も含む)であり、計画の再検討、見直しについては関係機関との調整等を要するもの。

(1) 交通体系

| 事業名 | 分類 | 平成16年度の取組内容 | (単位 千円) | |
|----------------------------|----|--|-----------|-----------|
| | | | 平成15年度予算 | 平成16年度予算 |
| 川崎縦貫道路整備(1期)事業 | A | 殿町出入口から先の工事等に対する出資金 | 2,008,000 | 1,663,500 |
| 大師橋整備事業 | A | 斜張部、箱桁部の製作・架設工事など | 3,350,000 | 3,114,000 |
| 東急東横線元住吉1号踏切等関連施設改良推進事業 | A | 複々線化及び踏切等関連施設改良推進事業費負担金 | 500,000 | 500,000 |
| 水江町臨港道路の整備 | B | 効果的、効率的な整備手法の検討 | - | - |
| 小田急小田原線関連都市計画道路登戸野川線整備関連事業 | A | 都市計画道路登戸野川線整備事業費負担金 | 142,570 | 142,570 |
| 京急大師線連続立体交差事業 | C | 早期に事業効果を発揮させるため、費用対効果の大きい産業道路(東門前駅～小島新田駅)を優先的に立体交差化することとし、平成17年度暫定整備着工に向け、支障物件の移設補償等を行う。 | 2,007,155 | 711,666 |
| 都市計画道路大師駅前線整備事業 | C | 関連事業の整備に合わせて実施する。 | - | - |
| 川崎アプローチ線の整備 | C | 臨海部鉄軌道計画調査の一部としての調査 | 2,620 | 3,000 |
| 横須賀線新駅(新川崎)の設置 | D | 土地活用方策検討委員会から、新駅を前提としない土地利用のあり方についての提言を受け、これを踏まえた市の方針決定を進める。 | - | - |

(2) 拠点整備と住宅の整備

(単位 千円)

| 事業名 | 分類 | 平成16年度の取組内容 | 平成15年度予算 |
|--------------------------------------|----|---|------------------------|
| | | | 平成16年度予算 |
| 川崎駅西口地区市街地再開発事業 | A | H15.12完成 | 1,271,651 - |
| 川崎駅西口地区大宮中幸町線整備事業 | A | 幹線道路の整備 H17.3完成予定 | 816,863 1,349,921 |
| 川崎駅西口地区ペデストリアンデッキ整備事業 | A | H15.12完成 | 140,000 - |
| 川崎駅西口地区公園整備事業(川崎駅西口大宮・中幸町地区公共施設整備事業) | A | 良好な市街地形成のため、整備地区内に公園及び緑地を整備する。H19.3完成予定 | 165,990 147,001 |
| 川崎駅北口第3西街区市街地再開発事業 | A | H15.8完成 | 281,000 - |
| 登戸駅駅舎改良及び南北自由通路整備事業 | A | 登戸駅駅舎の橋上化工事と、南北自由通路整備工事を行う。H18.10完成予定 | - 1,551,907 |
| 鹿島田駅東部地区市街地再開発事業 | A | H16.3完成 | 514,150 - |
| 組合土地区画整理事業 | A | 組合施行による土地区画整理事業に対する事業費の一部を助成する。 万福寺、犬蔵、片平地区 | 159,157 335,156 |
| 下平間周辺地区公共施設等整備事業 | A | 神奈川県住宅供給公社下平間団地の建替えに合わせた公園整備のため、実施設計を行う。H18.3完成予定 | 58,000 7,018 |
| 小杉駅周辺地区再開発事業 | B | 南口地区・南部地区再開発準備組合及び小杉町3丁目中央地区再開発準備組合の支援を行う。また民間再開発事業も含めた地区全体のコーディネート業務を行う。 | 5,500 13,000 |
| 登戸土地区画整理事業 | B | 仮換地指定、建物等移転、道路築造等 小田急小田原線関連都市計画道路登戸野川線整備(再掲)、登戸駅前ペデストリアンデッキ整備 | 2,550,281 2,360,340 |
| 公営住宅整備事業 | B | 建設工事など。借上公営住宅整備事業は新規認定を休止する。 | 3,565,995 2,750,500 |
| 鹿島田駅西地区市街地再開発事業 | C | 現在の都市計画決定内容の変更に向け、地域住民の意向を踏まえた新たなまちづくり手法の検討を行う。 | 52,529 20,000 |

(単位 千円)

| 事業名 | 分類 | 平成16年度の取組内容 | 平成15年度予算 |
|-------------------|----|---|----------|
| | | | 平成16年度予算 |
| 新川崎地区土地区画整理事業 | C | 「新川崎地区都市拠点整備土地活用方策検討委員会」において、見直しを行った土地利用計画に基づく企業誘致を行うための支援業務を行う。また、土地利用計画に沿った、都市基盤整備の実施設計を行う。 | 13,666 |
| | | | 163,000 |
| 川崎駅北口第2街区市街地再開発事業 | C | 事業推進業務 | 1,000 |
| | | | 1,000 |
| 柿生駅周辺地区再開発等事業 | C | 事業推進業務、緊急課題検討業務 | 1,000 |
| | | | 11,000 |

(3) 施設の建設

(単位 千円)

| 事業名 | 分類 | 平成16年度の取組内容 | 平成15年度予算 |
|----------------------------------|----|--|--|
| | | | 平成16年度予算 |
| 北部医療施設の整備 | A | 建設工事 H17年度完成予定 | 3,555,352 8,520,322 |
| 義務教育施設改築事業(直接施工) | A | 学校の改築については適正規模、適正配置を勘案し推進するとともに、改築予定校5校について、H16年度で1校工事着手、1校実施設計、残りの3校はH17年度までに整備方針を決定する。 | 2,176,456 |
| | | 東門前小の改築基本構想 橘中の改築実施設計(保育所との複合化) 仮称土橋小の用地取得等 大戸小の改築工事 H16年度完成予定 橘小の改築工事 H16年度完成予定 川中島中の改築工事 H17年度完成予定(保育所との複合化) 犬蔵中の建設工事(格技室プール等) H17年度完成予定 | 7,182,233 |
| 特別養護老人ホーム整備事業 | A | 整備目標 5ヵ所のうち、4ヵ所500床具体化 完成1ヵ所:多摩区菅仙谷 民設民営 150床 着工2ヵ所:川崎区小田地区 民設民営 120床 H17年度完成予定 | 2,487,049 |
| | | 宮前区神木本町 民設民営 100床 H17年度完成予定 | 1,256,757 |
| 義務教育施設先行改築校舎等買取事業 (まちづくり公社施行) | A | 仮称土橋小の新築工事 H17年度完成予定 古市場小の改築工事(外構) H16年度完成予定 稲田小の買取(3月補正) | 3月補正 3,264,574 3月補正 3,825,874 |
| 南部葬祭場整備事業 | A | H15年度完成 | 4,287,605 - |
| 日吉出張所・市民館図書館分館建設事業 | A | 日吉出張所・仮称日吉地区健康ステーション :H15.5移転 市民館・図書館分館:H15.7開館 | 69,159 - |
| 高津消防署改築事業 | A | 建設工事等 H17年度完成予定 | 513,937 266,149 |

(単位 千円)

| 事業名 | 分類 | 平成16年度の取組内容 | 平成15年度予算 |
|-------|----|--|----------|
| | | | 平成16年度予算 |
| 保育所整備 | A | 保育受入枠の拡充 [民設民営] ・川崎区内保育所 基本・実施設計費補助 公立保育所の民営化 定員60人 ・幸区内保育所 用地取得、基本・実施設計費補助 知的障害者通所授産施設との合築 定員120人 ・宮前区内保育所 基本・実施設計費補助 鷺沼プール跡地福祉ゾーンに整備 定員120人 ・多摩区内保育所 建設費補助 公立保育所の民営化 知的障害者援護施設、児童館(こども文化センター) との合築 定員120人 [公設民営] ・川中島中学校内保育所 建設工事 義務教育施設改築に合わせ複合化 定員120人 ・下作延中央保育園 増改築工事 公立保育所の民営化 定員90 120人 ・橘中学校内保育所 基本・実施設計 義務教育施設改築に合わせ複合化 定員90人 [公立] ・蟹ヶ谷保育園 増改築工事 定員60 90人 H17.4定員増員予定 ・子母口保育園 増改築工事 定員90 120人 H17.4定員増員予定 ・宮崎保育園 増改築工事 定員120 150人 H17.4定員増員予定 ・中丸子保育園 大規模改修設計 H17大規模改修予定(仮設園舎で運営継続) | 189,517 |
| | | 1,730,809 | |

(単位 千円)

| 事業名 | 分類 | 平成16年度の取組内容 | 平成15年度予算 |
|---|----|--|-----------------------|
| | | | 平成16年度予算 |
| 川崎駅西口市民文化施設整備事業 (ミュージア川崎シンフォニーホール整備 事業) | B | 市民の文化を推進するとともに、多彩な文化情報の創造、発信及び交流をめざす。 H15.12取得、H16.7開館予定 | 15,683,926 178,000 |
| 宮前スポーツセンター建設事業 | B | 建設工事の着工 H17年度完成予定 | 151,336 718,063 |
| リサイクルパークあさお建設事業 | B | 環境影響評価の実施及び整備計画書案の作成 | 49,000 48,666 |
| 中原消防署改築事業 | C | 地域防災拠点整備のための改築に向け、実施設計を行う。 | 7,500 20,393 |
| 環境科学総合研究所の整備 | C | 臨海部拠点整備方針に合わせた整備可能性調査を引き続き実施する。 | 5,000 5,000 |
| 多摩スポーツセンターの整備 | D | 改革期間中(3年間)の着手を見送り、この間に見直しを図る。 | - - |
| 中央図書館の整備 | D | 中原図書館の整備の中で抜本的な見直しを図る。 | - - |
| 青少年科学館の改築 | D | 改革期間中(3年間)の着手を見送り、この間に見直しを図る。 | - - |
| 井田病院の改築 | D | 改革期間中(3年間)の着手を見送り、この間に見直しを図る。 | - - |
| 総合物流ターミナルの整備(ファズ2期、 3期) | D | 改革期間中(3年間)の着手を見送り、この間に見直しを図る。 | - - |
| コンテナ耐震バースの整備(第2パー ス) | D | 改革期間中(3年間)の着手を見送り、この間に見直しを図る。 | - - |
| 消防訓練所の整備 | D | 改革期間中(3年間)の着手を見送り、この間に見直しを図る。 | - - |
| 剪定枝・廃食用油資源化施設の整備 | D | 処理技術等の推移を見守る必要があることから、当面中止する。 | - - |
| 市民保養所の整備(南伊豆・東和町・東 伊豆) | D | 南伊豆、東和町市民保養施設の建設中止後、地元自治体と用地処分策の検討を 進める。既存保養所は、市民に対する緩和措置などを視野に入れ、事業廃止の方 向で検討を進める。 | - - |

(4) その他の事業

(単位 千円)

| 事業名 | 分類 | 平成16年度の取組内容 | 平成15年度予算 |
|--------------------|----|-----------------------------------|--------------------------|
| | | | 平成16年度予算 |
| 供用済用地の土地開発公社からの買戻し | A | 計画的買戻し | 10,526,665 |
| | | | 745,074 |
| 浮島2期廃棄物埋立護岸整備事業 | A | 護岸の築造及び外周C護岸の実施設計等 | 4,654,065 |
| | | | 4,703,270 |
| 義務教育施設耐震補強事業 | A | 校舎耐震補強工事 7棟 校舎耐震補強実施設計等 6棟 | 757,331 |
| | | | (3月補正121,905) 764,671 |
| 向ヶ丘遊園跡地(生田緑地) | C | 生田緑地整備基本計画の策定 ばら苑及び周辺区域の用地先行取得 | 16,000 |
| | | | 1,030,219 |
| 五反田川放水路整備事業 | D | 用地交渉等 | 37,846 |
| | | | 44,900 |

3 市民サービスの再構築

1 市民参画による地域主体のまちづくり

より積極的な地域主体のまちづくりを進めるために、市民が活動しやすい環境づくりに努め、市民の自主的活動と責任ある自己決定を支援する仕組みを再構築する。また、そうした点を踏まえて、「地域における行政サービスの提供拠点」及び「区民と行政の協働の拠点」としての区役所の機能を強化する。

市民参画による地域主体のまちづくりを目指すための諸方策

| 諸方策 | 具体的な内容 | 進捗内容 |
|-----------------|--|---|
| 市民利用施設のネットワーク化 | 市民館を中核に、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家等の施設を、市民の生涯活動と地域コミュニティの拠点として位置づけ、市民に身近な施設を地域の実情に応じて、より有効に利用できるよう区役所を中心に運営を行い、関連施設のネットワーク化により多機能化し、有機的連携を図ります。 | 次のとおり検討 ・生涯学習及び市民活動施設としての活用と連携策について検討中。 |
| 市立学校施設の複合化・有効活用 | 地域コミュニティの中心的な場の環境を持つ市立学校施設の物理的空間と時間的空間の有効活用を図るため、改築等に際しては福祉施設等の異なった機能の施設を合築することや、市民の自主的な生涯学習・生涯活動・地域コミュニティの場としての活用が図られるよう積極的・多面的な複合化を進めるとともに、既存の市立学校施設においても、余裕教室の活用や利用されない休日や放課後における市民活用を積極的に進めます。 | 次のとおり検討 ・義務教育施設、福祉施設を中心に複合化に着手。 |

| 諸方策 | 具体的な内容 | 進捗内容 |
|------------------|---|---|
| 地域人材の積極的な活用 | <p>これまで専ら行政が担ってきたサービス提供については、成熟した市民(ボランティアやNPOなど)の自己実現と社会還元を促すため、社会福祉や学校教育、生涯学習等に関して、新しいタイプの住民参加とコミュニティ活動の支援とネットワーク化を進めるとともに、市立学校においても地域の有意な人材の積極活用や、市立学校の教育環境を地域で有意義に活用することを進めます。</p> | <p>次のとおり検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市的な活用可能事業の整理と体系化に向け検討中。 |
| 地域子育て支援体制の確立 | <p>地域における自主的な子育て機能の充実強化に向けて、子育て家庭への相談指導や情報提供、子育てサークル及び子育てボランティアの育成など地域特性に応じた支援システムを確立するため、教育委員会所管の「子育て広場」と健康福祉局所管の「地域子育て支援センター」等の地域子育て支援に関する施策の機能・体制を一元化するとともに、こども文化センターなどの地域拠点施設も活用した、専門的な立場からの子育てアドバイスが可能なような、きめの細かい子育て支援策の展開を図ります。</p> | <p>次のとおり検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内に横断的なプロジェクトを立上げ、検討中。 |
| ITを活用した情報サービスの充実 | <p>各施設に設置されている専用端末で行っていた手続きを、市のホームページを介して全国どこからでも可能となるよう、公共施設利用予約システム(ふれあいネット)の再構築や、行政情報等を一方的に提供することにとどまらない双方向伝達(電子会議室等)を構築するなど、市民と行政のコミュニケーションシステムを充実して、情報社会における新しい地域経営の視点からの市民と行政の関係づくりをめざします。</p> | <p>次のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ゴミ収集申込みや情報公開申請など、電子申請システムの実証実験に着手。 ・平成 16 年度中に公共施設予約システム(ふれあいネット)をインターネット上で予約できるよう整備する。 ・バスの到着予定情報等をパソコンやバス停留所表示機等で提供するシステムを一営業所管内で先行導入する。 |

| 諸方策 | 具体的な内容 | 進捗内容 |
|---------------|---|---|
| <p>区の機能強化</p> | <p>区役所窓口の改善を進めるとともに、保健福祉やまちづくりの総合的対応が図れるよう、市民の視点に立ったサービス提供機能を強化します。</p> <p>道路や公園、市民利用施設などについて区民に身近な区役所で対応が可能となるよう、身近な業務に対応する機能を強化します。</p> <p>地域のニーズを反映した行政を推進するため、区役所の調整機能や企画機能の強化を図るなど、区民と行政を結び地域特性を反映させる機能を強化します。</p> | <p>次のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設センターを区役所へ編入した。 ・ 保健所と福祉事務所を合併し保健福祉センターを新設した。 ・ 各区の様々な行政課題を解決するため予算要望制度の充実を図った。 ・ 区役所の調整機能や企画機能の強化のため企画調整担当を新設した。 |

2 社会環境の変化に合わせた施策の再構築

介護や支援等を必要とする方々のために、介護保険制度及び関連事業、障害児者対策、社会的子育て対策等を着実に充実させる一方で、元気な高齢者については、単に加齢のみを要件として保健福祉サービスの対象とすることについては見直す。

社会環境の変化に合わせた施策の再構築

| 事業例 | 見直しの方向・内容 | 進捗内容 |
|----------------|---|---|
| 老人医療費助成事業 | 少子高齢化の進展に伴い、受益者と負担者の構成が相対的に大きく変化しており、国の抜本的な医療制度改革が実行段階になっている状況の中で、市独自で対応してきた本事業については、本来医療制度は国により全国一律に保障される必要があるという考え方から見直します。 | 次のとおり検討 ・国の老人医療制度改革の動向を注視しながら、他の医療費助成(小児・重度障害者・ひとり親家庭等)を含めた制度全般に係る見直しに向けた考え方について、検討中。 |
| 長寿高齢者に対する敬老祝事業 | 制度が創設された昭和 30 年代半ばと比較して、平均寿命は 12～14 歳延びており、また高齢化率も 5.7% から 17.5% と 3 倍を超える状況下にあって、祝金品の贈呈は、もはや本来の政策目標を果たした事業となっています。今後、緊急性・重要性の高い施策に財源を移転する必要があるという考え方から見直します。 | 次のとおり実施 ・平成 15 年度から 77 歳以上の全高齢者に対して金銭を支給する方式から、77 歳・88 歳の節目及び 99 歳以上の方に限定し、市内特産物等の品物を贈呈する方式に改めた。 見直し効果額：136,729 千円 |

| 事業例 | 見直しの方向・内容 | 進捗内容 |
|--------------------------------|--|---|
| 寝たきり老人等に対する介護援助手当 | 在宅の65歳以上の寝たきり老人等に対する月額10,000円の手当の支給ですが、「家族介護から社会介護へ」という基本的な考え方から介護保険制度が発足したことに鑑み、基礎的自治体の金銭給付的事業のあり方という観点から見直します。 | 次のとおり実施 ・介護保険制度が定着してきたことを受け、平成15年度下半期から国基準(家族介護慰労事業)の要件(要介護度4・5、一年間介護サービス受けず)に該当する方に対象者を限定した。 見直し効果額:267,804千円 |
| 生活保護受給者に対する夏期年末慰問金 | 扶助費そのものや、他の公的制度(社会保険料、保育料、住民税等の減免など)の充実により、ナショナルミニマムは達成されているとの認識に立ち、経済的自立を促す「自助」の観点からも見直します。 | 次のとおり実施 ・平成15年度に市単独分を見直し、県受託分並みに引き下げたが、平成16年度における県の制度改正に伴い制度を全廃した。 見直し効果額:227,608千円 |
| 介護保険制度を補完するような経過措置的ホームヘルパー派遣事業 | 介護保険制度の円滑な導入を図るために実施してきた過渡的な事業であるという認識に立ち、事業の時限性の観点から見直します。 | 次のとおり実施 ・経過措置として、一定の目的を達成したことから、新たにひとりぐらし等の高齢者の在宅生活を維持することを目的とした「軽度生活援助事業」に移行した。 見直し効果額:93,494千円 |

| 事業例 | 見直しの方向・内容 | 進捗内容 |
|------------------|---|---|
| 低所得者に対する生活資金貸付事業 | 低所得世帯を対象に、病気や失業の際の生活資金として貸付を行ってきましたが、他の制度充実等に伴い市が本来的に実施すべき事業かどうかという観点から見直します。 | 次のとおり検討 ・国が類似制度(緊急小口資金貸付制度)の創設を検討しており、国制度実施に合わせて廃止する方向で検討中。 |
| 交通災害共済事業 | 同種の民間保険・共済事業の充実と加入者減(加入率 26.2%)により、制度を維持する必要性が薄れてきたことから、市が行うべき事業かどうかという観点から見直します。 | 次のとおり実施 ・交通災害共済運営協議会からの答申を踏まえ、廃止(平成 14 年 12 月議会において、廃止条例可決)。 見直し効果額：150,340 千円 |
| 市民保養所事業 | 時代状況の変化とともに当初の設置目的も失われており、また旅行・保養については民間事業者が適切な価格で広範なサービスを展開していることから、市が本来的に実施すべき事業かどうかという観点から見直します。 | 次のとおり検討 ・新設を予定している2保養所については、事業中止を決定 また既存施設の在り方については、検討委員会からの答申(保養施設事業としては撤退、H15.4.23)に基づき、庁内検討会議を設置し検討中。 |
| 生涯学習事業(各種講座等) | 学習の成果が個人の資格取得や利益に帰着する講習等については、税負担の公平性とともに民間での受け皿が十二分に整備されてきたことなどから、市が本来的に実施すべき事業かどうかという観点から見直します。 | 次のとおり実施 ・学習成果の社会還元といった視点から、学習成果が個人の利益に限られやすい講座(成人学校117科目)を廃止した。 見直し効果額：65 千円 |

| 事業例 | 見直しの方向・内容 | 進捗内容 |
|------------|--|---|
| 基本健康診査事業 | 自らの健康は自らの責任において保持することを基本的な考え方として、行政の役割は主に広報・啓発に重点を置くよう転換し、本事業に係る選択検査等については市民自らの責任という観点から見直します。 | 次のとおり実施 ・平成15年度に医学的見地・費用対効果の観点から、選択項目数を25項目から15項目に削減するとともに、保健所での実施は廃止した。 見直し効果額：130,371千円 |
| 三田・向丘診療所 | 北部医療施設の整備に合わせ、施設の必要性について抜本的に見直します。 | 次のとおり検討 ・北部医療施設の開設にあわせて廃止する方向で検討中。 |
| がん検診センター | 医療機関の充実・所期の目的を達成したこと等から事業の時限性という観点から見直します。 | 次のとおり実施 ・平成16年度からがん検診センター機能を井田病院へ移転した。 見直し効果額：50,952千円 |
| 民間福祉施設等の運営 | 運営に要する経費負担について、公立施設とともに、国基準との関係から見直します。 | 次のとおり実施 ・特別養護老人ホーム等に対する運営費加算については、介護保険制度移行に伴い、これまで激変緩和策を講じながら逡減措置を行ってきたが、平成15年度で終了した。 見直し効果額：361,983千円 |

3 効率的・効果的な市民サービス供給システムの構築

市民サービスの提供のために活用してきた直営方式を、行財政改革の基本的な考え方に照らして、次の表に掲げる事業等を例として見直す。特に、生涯学習の各種講座については、職員が中心となって企画運営を行うという手法から、成熟した市民が中心となって自ら講座の企画運営を行うように改める。

効率的・効果的な市民サービス提供システムの構築の例

| 事業例 | 見直しの方向・内容 | 進捗内容 |
|--------------------|--------------------------------|---|
| 明望園（身体障害者授産施設：直営） | 施設改築時に合わせ社会福祉法人に委託する方向で見直します。 | 次のとおり検討 ・現行井田地区福祉施設の再編整備へ向けた検討を実施中。 |
| 陽光園（知的障害者授産施設：直営） | 施設改築時に合わせ社会福祉法人に委託する方向で見直します。 | 次のとおり検討 ・現行井田地区福祉施設の再編整備へ向けた検討を実施中。 |
| しいのき学園（知的障害児施設：直営） | 施設改築時に合わせ社会福祉法人等に委託する方向で見直します。 | 次のとおり検討 ・現行井田地区福祉施設の再編整備へ向けた検討を実施中。 |
| 恵楽園（養護老人ホーム：直営） | 社会福祉法人等に委託する方向で見直します。 | 次のとおり検討 ・施設のあり方、民営化の方策について検討中。 |

| 事業例 | 見直しの方向・内容 | 進捗内容 |
|-----------------------|---------------------------------------|---|
| ヒルズすえなが(母子生活支援施設:直営) | 社会福祉法人等に委託する方向で見直します。 | 次のとおり検討 ・施設のあり方、民営化の方策について検討中。 |
| 三田あすみの丘(介護老人保健施設:直営) | 社会福祉法人等に委託する方向で見直します。 | 次のとおり検討 ・施設のあり方、事業の採算性等について検討中。 |
| わーくす(授産施設:直営、一部民間委託済) | 市直営の6カ所の施設については順次社会福祉法人に委託する方向で見直します。 | 次のとおり実施 ・多摩福祉館の移転改築を機に、民営化を図り、現有機能を充実強化して認可保育所・知的障害者援護施設・児童館を合築整備するため、建設費を補助する。 |
| 市立葬祭場(直営) | 南部葬祭場の整備に合わせ委託化する方向で見直します。 | 次のとおり実施 ・北部斎苑を平成16年4月から、南部斎苑を平成16年5月から指定管理者に管理運営を代行させた。 |

| 事業例 | 見直しの方向・内容 | 進捗内容 |
|----------------------|---|---|
| 公立保育所（直営） | 保育基本計画に従い、改築時等に民営化を推進します。 | <p>次のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入に向け、川崎市保育園条例を改正した。 <p>平成 17 年 4 月に下作延中央保育園を指定管理者に管理運営を代行させる予定であり、多摩福祉館保育園については平成 17 年度中の民営化を予定している。</p> |
| こども文化センター（児童厚生施設：直営） | 財団法人に運営を委託化するとともに、児童館機能に加え、地域の市民活動支援の拠点機能を付加するなど、市民ニーズに対応した柔軟なサービス提供をめざします。 | <p>次のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年 4 月に(財)かわさき市民活動センター等へ管理運営を委託し、開館時間の延長及び通年開館を行うとともに、中高生の居場所づくりやコミュニティ施設としての活用などの機能強化を図った。 |

| 事業例 | 見直しの方向・内容 | 進捗内容 |
|-----------------------|---|--|
| 生涯学習事業における各種講座等（直営中心） | 引き続き行政が関与すべき事業についても、可能な限りNPOや市民の自主的な参画等による効率的な運営と活性化をめざすとともに、既存公共施設の有効活用や通年開館による市民サービスの向上を図る方向で見直します。 | 次のとおり実施 ・平成 15 年 7 月に職員の勤務体制の見直しによる通年開館を実施し、市民サービスの向上を図った。 |
| 事業系ごみの収集 | 民間許可業者による収集の方向で見直します。 | 次のとおり実施 ・平成 16 年 4 月に事業系ごみを民間許可業者による収集へ移行した。 |

4 公平性の観点に立った受益と負担の適正化

コスト意識を重視するとともに、受益に係る社会的な公正・公平の観点から、真の必要性を考慮しない一律的なサービス提供を見直す。個々人の受益の大きさに相違がある場合には、それぞれの所得の状況に配慮しながら、受益の大きさに比例した費用負担を行うことが、公平性と公正・適正な財源配分の観点からも必要であることから、次の表に掲げる事業を例として見直す。

公平性の観点に立った受益と負担の適正化の例

| 事業例 | 見直しの方向・内容 | 進捗内容 |
|--------------------|--|---|
| 高齢者に対する敬老特別乗車証交付事業 | 高齢者の社会参加促進策の一環として実施してきた事業ですが、現行のように70歳以上の方々に、その状況と無関係に一律無料で配付する方式を、本人の選択制や応能負担制などの方式を含めて見直します。 | 次のとおり実施 ・平成16年7月から応益負担を求めることで、1ヶ月1,000円(年間12,000円)又は1回乗車あたり100円の自己負担金を徴収する。 |
| 福祉措置による特別乗車証交付事業 | 交付対象者である生活保護受給世帯や児童扶養手当受給世帯、心身障害者等については各々の福祉目的ごとに制度が充実してきており、バス乗車証無料交付の意義・必要性を検証する必要があります。必要性の高い対象者(障害者等)に対しても応能負担を求めることを含めて見直します。 | 次のとおり検討 ・交付対象者ごとに意義等の検証を行い、事業継続、廃止について引き続き検討中。 |

| 事業例 | 見直しの方向・内容 | 進捗内容 |
|--------------------|---|--|
| 障害者に対する民間バス乗車券交付事業 | 民間バスの利便性の高い地域に居住する障害者を対象にした事業であることから、上記事業の対応と連動し、応能負担を求めることを含めて見直します。 | 次のとおり検討 ・上記と連動しつつ対応を検討中。 |
| 粗大ごみ処理手数料 | これまで無料であったもの(100kg 以下)を、適切な受益者負担に改める方向で見直します。 | 次のとおり実施 ・平成 16 年度から品目の大きさにより処理手数料を徴収する。 (200 円、500 円、1,000 円の 3 段階) |
| 事業系ごみ処理手数料 | 小規模事業者(1 日 10kg 以下)に対しても、事業者処理責任の観点から見直します。 | 次のとおり実施 ・平成 16 年度から小規模事業者に対する控除制度を廃止した。 |
| 仮設トイレし尿処理手数料 | これまで無料であったものを、適切な受益者負担に改める方向で見直します。 | 次のとおり実施 ・平成 16 年度から 180 まで 2,000 円。180 を超える場合については 90 までごとに 1,000 円を加えて徴収する。 |
| 上下水道使用料 | 企業会計の健全化・効率化の取組みと並行して、適切な利用者負担に改める方向で見直します。 | 次のとおり実施 ・平成 16 年度から下水道使用料について使用料対象とする一般排水に係る資本費の範囲を 65% から 82% に拡大した。 |

| 事業例 | 見直しの方向・内容 | 進捗内容 |
|----------------------|--|---|
| 市立葬祭場使用料 | 南部葬祭場の整備に合わせて、適切な利用者負担に改める方向で見直します。 | 次のとおり実施 ・平成 16 年度から火葬料(市外居住者)、休憩室使用料及び斎場使用料を改定した。 |
| 入院時食事療養費の標準負担額に対する助成 | 重度障害者等に対する医療費助成の一環として実施していますが、「入院と在宅等における負担の公平化を図る観点から、家庭でも要している程度の額を自己負担していただく」という医療保険制度の趣旨を勘案し見直します。 | 次のとおり実施 ・平成 16 年 4 月診療分から、小児医療費、重度障害者医療費等の入院時食事療養費の保険診療自己負担分の助成を廃止した。 |